

教育大綱とは

令和3年1月議題

市長が定める、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策大綱です。

(1) 市長は、地域の実情に応じ、大綱を定めるものとされています。

(2) 市長は、大綱を定めたり、変更しようとするときは、総合教育会議において協議するものとされています。

※ (1)・(2)は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により定められています。

(3) 本市においては、市の最上位計画である「長期総合計画」の教育に関連する部分を、大綱として位置付けています。

(4) 新しい「長期総合計画」が議会において承認されたため、これに整合する大綱を定めようとするものです。

現行の教育大綱策定以降、変更があった要素

- (1) S D G s の理念の普及
- (2) コミュニティスクールが全市的に導入された点
- (3) 若宮小学校・王子幼稚園の廃校・廃園
- (4) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の終了
- (5) 「新居浜市学校給食施設整備基本計画」の策定
など

今後のスケジュール

- (1) 3年度7月頃 大綱案を総合教育会議にて審議
- (2) " 8月頃 大綱案についてパブリックコメントを実施
大綱の策定・公表